

保険契約者代理特則条項

(令和6年10月1日制定)

(令和8年10月1日改正)

目次

第1条 趣旨	205
第2条 特則の付加	205
第3条 特則の対象となる手続等	205
第4条 保険契約者代理人の指定またはその変更	205
第5条 保険契約者代理人による手続等	206
第6条 告知義務違反等による契約の解除等	206
第7条 重大事由による特則の解除	206
第8条 保険契約者による特則の解約	207
第9条 特則の消滅	207
第10条 主約款等の規定の準用	207
別表 必要書類	208

第1条 (趣旨)

この特則条項は、保険契約者代理特則について定め、保険契約者代理特則は、保険契約者が会社の定める手続等を行うことができない会社所定の事情があるときに、保険契約者に代わって、保険契約者があらかじめ指定または指定の変更をした保険契約者代理人が手続等を行うことを可能とするものです。

第2条 (特則の付加)

この特則は、基本契約の締結の際にまたはその締結後に、会社の承諾を得て、基本契約に付加することができます。

第3条 (特則の対象となる手続等)

(1)この特則の対象となる手続等は、次のものとします。

- ①主約款等^[1]に定める保険契約者が行うことができる手続^[2]
- ②保険契約者と保険金、給付金、祝金または年金（これらの名称の如何を問わず、保険料の払込免除を含みます。以下「保険金等」といいます。）の受取人が同一人である場合における、保険金等の請求

(2)本条(1)にかかわらず、次に定める手続は、この特則の対象となる手続等から除きます。

- ①被保険者以外の者を新たな保険契約者とする保険契約者の変更
- ②保険金等の受取人の変更
- ③第4条（保険契約者代理人の指定またはその変更）に定める保険契約者代理人の指定またはその変更
- ④保険契約者と被保険者が同一人である場合の基本契約または特約の復活
- ⑤基本契約の締結後に特約を付加する申込み
- ⑥契約変更に関する特則条項に定める契約の変更
- ⑦指定代理請求特則Ⅱ条項^[3]に定める特則の対象となる保険金等の請求等
- ⑧契約転換に関する特則条項に定める新たな保険契約の申込みおよび新たな特約を付加する申込み
- ⑨契約の更新に関する特則条項に定める基本契約^[4]の更新その他保険契約の締結と同等の手続を必要とする手続

備考（第3条）

[1]「主約款等」とは、この特則を付加した基本契約の普通保険約款、その基本契約に付加されている特約の特約条項および特則条項をいいます。

[2] 保険契約者の告知を必要とする手続を除きます。

[3] 基本契約に指定代理請求特則が付加されている場合は、指定代理請求特則条項をいいます。

[4] 特約が付加されている場合には、その特約を含みます。

第4条 (保険契約者代理人の指定またはその変更)

(1)この特則を付加した場合、保険契約者は、会社の定める書類を提出し、あらかじめ次の範囲内で1人の者を保険契約者代理人として指定してください。

- ①保険契約者の戸籍上の配偶者

- ② 保険契約者の直系血族
- ③ 保険契約者の３親等内の親族
- ④ ①②③のほか、次の範囲内で保険契約者のために手続等をすべき相当な関係があると会社が認めた者
 - ア. 保険契約者と法律上の婚姻関係がなくても事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - イ. 保険契約者と同居している者
 - ウ. 保険契約者の財産管理を行っている者
 - エ. 死亡保険金受取人

(2) 本条 (1) にかかわらず、保険契約者は、本条 (1) の範囲内で、保険契約者代理人の指定を変更することができます。この場合、会社の承諾を得ることを要します。

(3) 保険契約者が本条 (1) の指定を変更しようとするときは、必要書類（別表）を会社^[1]に提出してください。

(4) 本条 (1)(2) の指定または指定の変更は、会社がその指定または指定の変更が完了した旨を通知してからでなければ、会社に対抗することができません。

備考（第4条）

[1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第5条（保険契約者代理人による手続等）

(1) 第3条（特則の対象となる手続等）に定める手続等を保険契約者が行うことができない次のいずれかの事情があるときは、保険契約者代理人が、必要書類（別表）を会社^[1]に提出して、保険契約者に代わって会社の定める手続等を行うことができます。

- ① この特則の対象となる手続等を行う意思表示が困難であると会社が認めた場合
- ② その他これに準じる状態であると会社が認めた場合

(2) 保険契約者代理人が本条 (1) の手続等を行う場合、保険契約者代理人は手続等の時において、第4条（保険契約者代理人の指定またはその変更）(1) の範囲内の者であることを必要とします。

(3) 本条 (1) により、会社が保険金等を保険契約者の代理人に支払った場合には、その後重複してその保険金等の請求等を受けても、会社はこれを支払いません。

(4) 本条 (1) にかかわらず、故意に保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由を生じさせた者もしくは故意に被保険者を重度障害による保険金の支払いにかかる重度障害状態に該当させた者または故意に保険契約者を本条 (1) に定める状態に該当させた者は、保険契約者代理人としての取扱いを受けることができません。

(5) 保険契約者が本条 (1) に定める状態に該当した後、保険契約者が本条 (1) に定める状態にない状態となった場合、保険契約者は、保険契約者代理人の同意を得て、必要書類（別表）を会社^[1]に提出してください。ただし、同意を得られない特別な事情があると会社が認めたときはその同意を要しません。

(6) 本条 (5) により保険契約者が本条 (1) に定める状態にないことを会社が認めたときは、再度本条 (1) に定める状態に該当するまでは、保険契約者代理人は本条に基づく手続等を行うことはできません。

備考（第5条）

[1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第6条（告知義務違反等による契約の解除等）

この特則が付加されている場合において、基本契約^[1]もしくは基本契約に付加されている特約^[2]の告知義務違反による解除、重大事由による解除または加入限度額超過による解除について、保険契約者もしくはその法定代理人を知ることができないとき、またはこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者もしくはその法定代理人に通知できないときは、主約款等^[3]に定める通知の相手方のほか、保険契約者代理人にも通知することがあります。

備考（第6条）

[1] 「基本契約」には、契約変更に関する特則条項に定める基本契約の保険金額の増額等変更契約を含みます。

[2] 「特約」には、契約変更に関する特則条項に定める特約の特約保険金額の増額等変更契約を含みます。

[3] 「主約款等」とは、この特則を付加した基本契約の普通保険約款、その基本契約に付加されている特約の特約条項および契約変更に関する特則条項をいいます。

第7条（重大事由による特則の解除）

会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かってこの特則を解除することができます。

- ① 保険契約者代理人が、次のいずれかに該当する場合
 - ア. 反社会的勢力^[1]に該当すると認められること
 - イ. 反社会的勢力^[1]に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ウ. 反社会的勢力^[1]を不当に利用していると認められること
 - エ. その他反社会的勢力^[1]と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

- ②この特則が付加されている基本契約、他の保険契約もしくは他の保険契約に付加されたこの特則が重大事由によって解除され、または保険契約者代理人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者代理人に対する信頼を損ない、この特則を継続することを期待しえない①の事由と同等の重大な事由がある場合

備考（第7条）

[1]「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

第8条（保険契約者による特則の解約）

- (1)保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特則を解約することができます。
 (2)本条(1)によりこの特則が解約された場合、保険契約者代理人の指定の効力は消滅します。
 (3)保険契約者が本条(1)の解約をしようとするときは、必要書類（別表）を会社^[1]に提出してください。
 (4)本条(1)の解約は、会社がその解約が完了した旨を通知してからでなければ、会社に対抗することができません。

備考（第8条）

[1]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第9条（特則の消滅）

- (1)次のいずれかに該当した場合に、この特則は消滅します。
 ①保険契約者が死亡したとき
 ②保険契約者が変更されたとき
 ③保険契約者代理人の死亡その他の法令に定める代理権の消滅事由に該当したとき
 ④基本契約が消滅したとき
 (2)保険契約者または保険契約者代理人は、本条(1)③に該当したときは、すみやかに会社^[1]に通知してください。

備考（第9条）

[1]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第10条（主約款等の規定の準用）

この特則条項に別段の定めのないときは、主約款等^[1]の規定を準用します。

備考（第10条）

[1]「主約款等」とは、この特則を付加した基本契約の普通保険約款、その基本契約に付加されている特約の特約条項および特則条項をいいます。

別表 必要書類

(1)この特則条項に基づく手続等に必要な書類は、次のとおりとします。

項目	提出する者	必要書類
保険契約者代理人の指定の変更（第4条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書
保険契約者代理人による手続等（第5条(1)関係）	保険契約者代理人	1 主約款等に定める必要書類 2 保険契約者および保険契約者代理人の戸籍謄本 3 保険契約者代理人の印鑑証明書 4 保険契約者が手続等を行うことができない事情の存在を証明する書類 5 保険契約者および保険契約者代理人の住民票 6 保険契約者代理人が保険契約者の財産管理を行っている者であるときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事実を証明する書類
保険契約者による手続等（第5条(5)関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書
特則の解約（第8条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書

(2)会社は、(1)にかかわらず、(1)の書類の一部の提出の省略またはこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、(1)の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

(3)会社は、(1)(2)の書類の提出について、書面に代えて会社所定の電磁的方法^[1]により提出することを認めることがあります。

備考（別表）

[1]「電磁的方法」とは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法をいいます。